

○丸子地域協議会会議運営要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、丸子地域協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の互選の方法)

第 2 条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

(会長等の責務)

第 3 条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、迅速かつ能率的な議事の運営に協力しなければならない。

3 委員は、地域協議会に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(地域協議会の会議の招集)

第 4 条 会長は、地域協議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

(欠席の申出)

第 5 条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は平成 18 年 10 月 2 日から施行する。